

『新しい総合事業』に関する説明会

日 時 平成27年12月25日(金)
訪問介護 午前9時30分～
通所介護 午後2時～
会 場 福島市保健福祉センター
5階 大会議室

〈 次 第 〉

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 『新しい総合事業』に関する説明

★ポイント説明

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について
 - (2) 福島市における『新しい総合事業』への移行時期について
 - (3) 移行時の事業メニューについて
 - (4) サービスの種類について
 - (5) 『新しい総合事業』への移行に関する留意点について
 - (6) 今後のスケジュール及び福島市の方向性について
- 4 その他（意見交換等）
 - 5 閉 会

★本日の説明についてご質問等がありましたら、平成28年1月8日(金)まで、長寿福祉課宛（tyoujyu@mail.city.fukushima.fukushima.jp）メールにて提出願います。

次回の説明会で回答いたします。

★ポイント説明

【会議の内容・目的】

- 1 「新しい総合事業」の概要について
- 2 福島市における「新しい総合事業」への移行時期について
 - ◆平成28年3月1日移行予定
(当初、平成29年4月までの移行を予定していた。)
- 3 福島市における「新しい総合事業」への取り組み方針について
 - 「福島市における『総合事業』導入に向けた5つの視点」参照
 - 「福島市における「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」の発展イメージ図」参照

- ◆現時点では、「現行の訪問介護相当」と「現行の通所介護相当」の事業を、現状維持にて移行することを最優先とします。
 - ◆「多様なサービス」は今後、医療・介護・福祉関係者や地域住民、NPO・民間事業者等と幅広い連携のもと、段階的に充実してまいります。
- 4 「新しい総合事業」の移行及び制度の充実にあたっては、皆様のご理解・ご協力が必要不可欠であり、今後、毎月、定例的な意見交換会を開催し、皆様との協働により創りあげていく方向性を共有します。
- 5 「新しい総合事業」の移行にあたって、現時点で想定される課題や要望、意見などを共有します。

【国・県から示された「新しい総合事業」移行への条件】

～「新しい総合事業への移行に向けたセミナー（地域包括ケアシステム研修事業）」

日時：平成27年10月8日（木） 13：00～16：15

会場：星総合病院 ポラリス保健看護学院（郡山市）

- 1 「新しい総合事業」への移行当初は、既存サービス（「現行の訪問介護相当」と「現行の通所介護相当」）が利用できればよい。
多様な担い手による多様なサービスの充実は、2025年までに熟成すること。
※「新しい総合事業」へ移行することにより、市民サービスへ悪影響がないこと。
※既存サービス提供事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠。
- 2 市として、「新しい総合事業」に対応した予算措置を行うこと。
- 3 市として、「新しい総合事業」の要綱を制定すること。

【「新しい総合事業」移行に伴う市民へのメリット】

- 1 訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスのみを利用する場合は、介護予防の必要性を判定する基本チェックリストにより、要介護認定を受けなくても、その方の状態や希望に合わせた自立に向けたサービスを受けることができること。
- 2 要支援の認定期間が現在の12カ月から24カ月に延長となり更新手続きの軽減が図られること。※更新申請時の要介護認定に係る有効期間
- 3 現行では介護保険外のサービスである軽度な生活支援・家事支援サービスが、介護保険サービスとして利用できるなど。
- 4 平成27年度内の移行に伴い、「新しい総合事業」における「10%特例」措置が適用され、最も高い上限額を確保できる。

(単位：千円)

	H27上限額	H28上限額	H29上限額
H27移行	925,818	939,705	949,102
H29移行			899,207
増減			49,895

(1) 新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

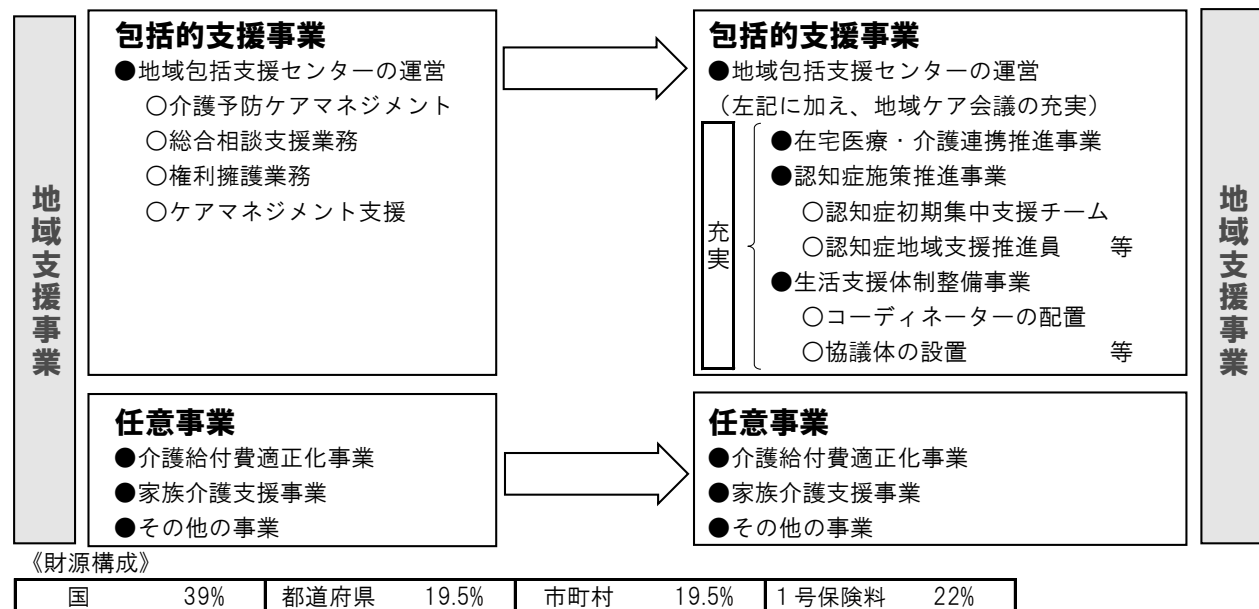
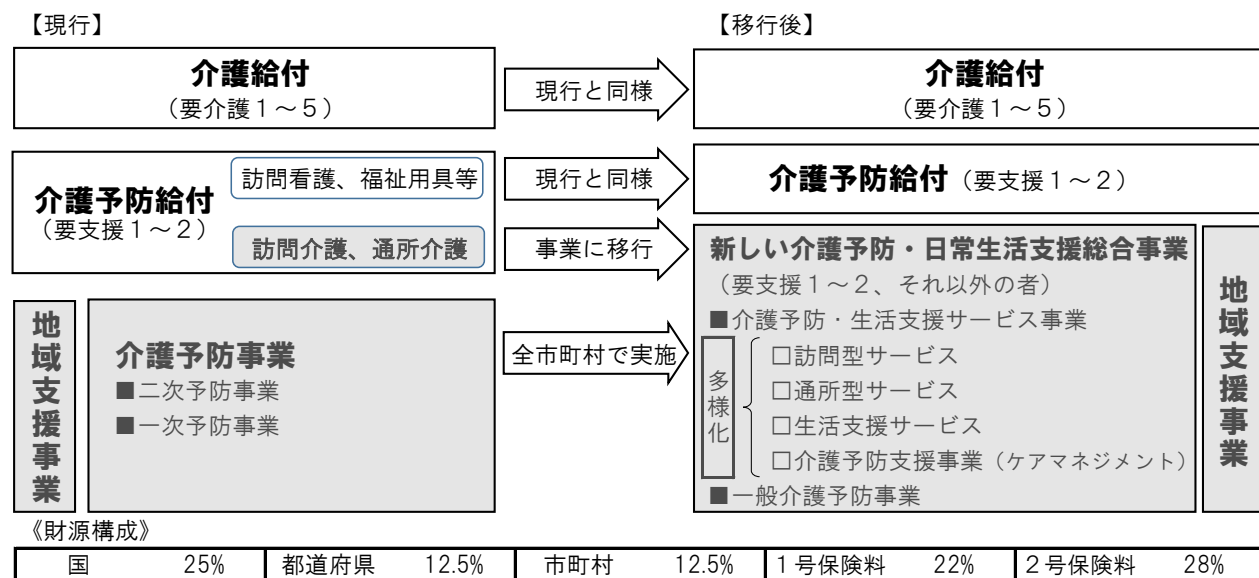
①平成 26 年の介護保険法改正により創設された制度。

すべての市町村で平成 29 年 4 月まで（生活支援体制整備事業は平成 30 年 4 月まで）に実施する。

②介護予防給付のうち介護予防通所介護及び介護予防訪問介護は、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に位置づけられる。

③総合事業は介護保険制度の中に位置づけられた事業であり、公費投入割合といった財源構成は従来と変わらない。

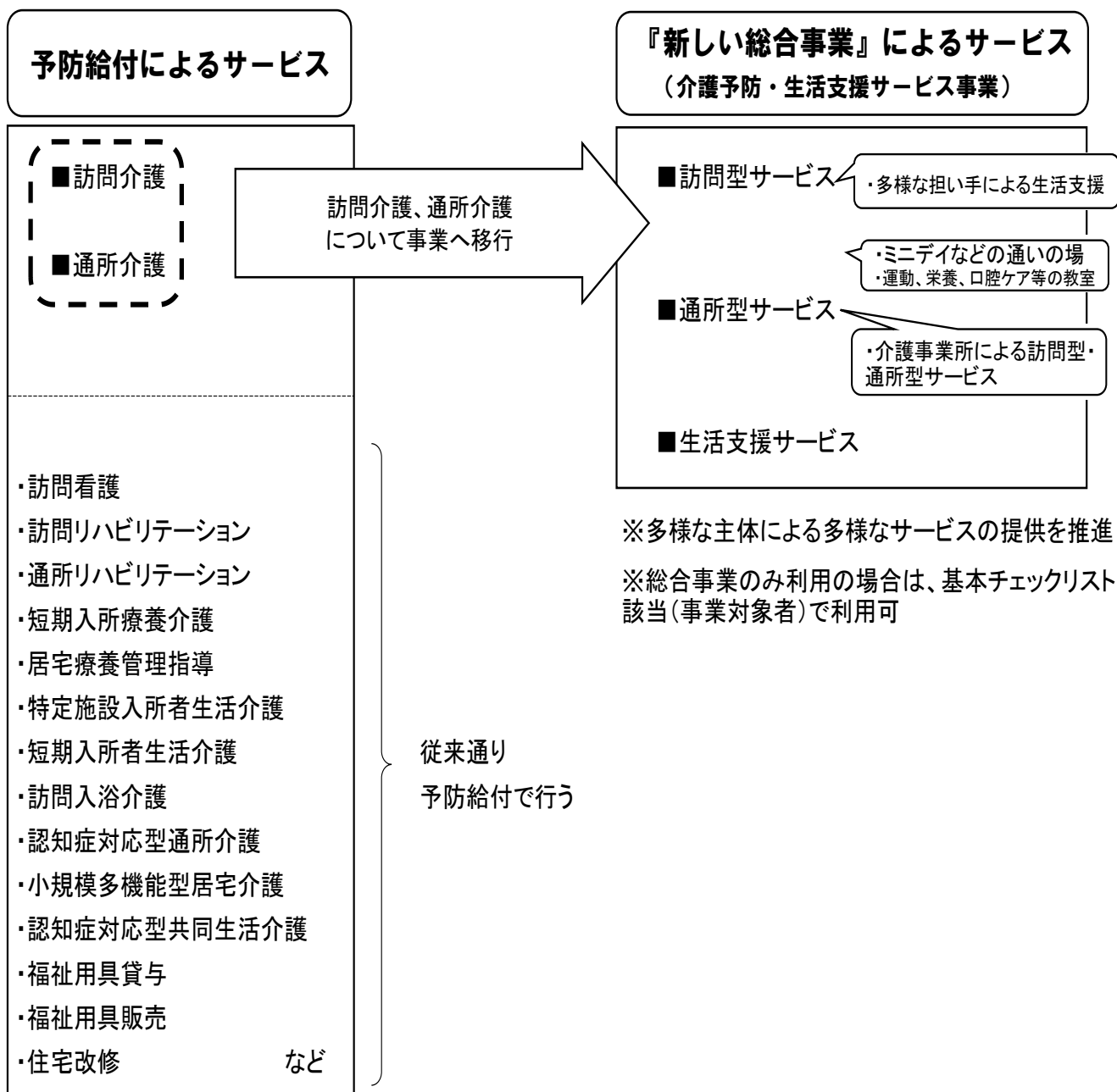
『新しい総合事業』への移行による現行制度との比較



要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行 (介護予防・生活支援サービス事業)

①多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行（平成 29 年度末まで）

②その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用



訪問介護、通所介護
について事業へ移行

従来通り
予防給付で行う

(2) 福島市における『新しい総合事業』への移行時期について

①福島市の『新しい総合事業』への移行は平成28年3月1日（平成27年度中）。

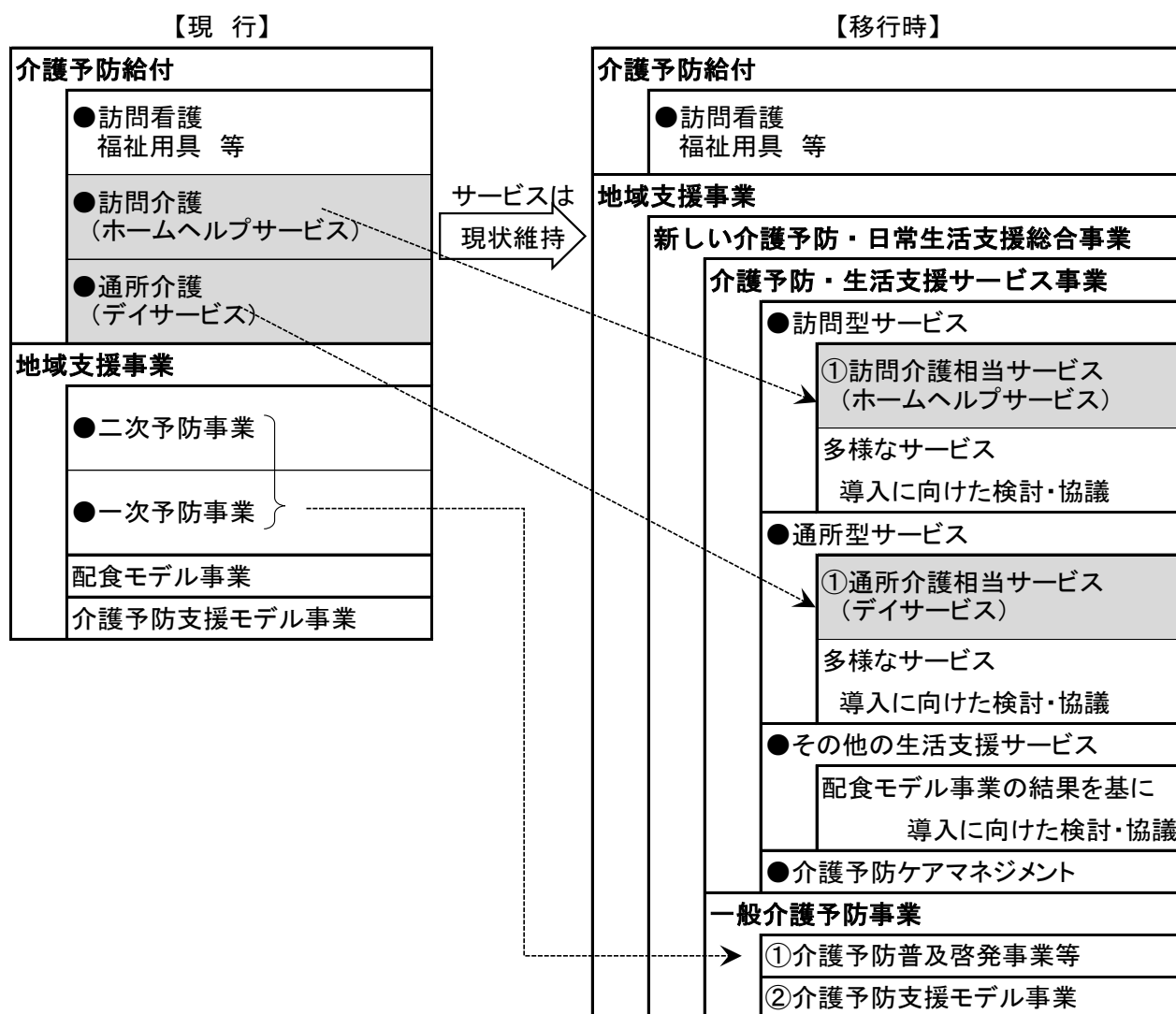
②3月1日以降、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行。

(3) 移行時の事業メニューについて

①総合事業においても、指定基準、報酬・加算等も含めて旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準による訪問型サービス、通所型サービスを実施する。

②地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを実施する。

『新しい総合事業』への移行による介護保険サービスの推移イメージ

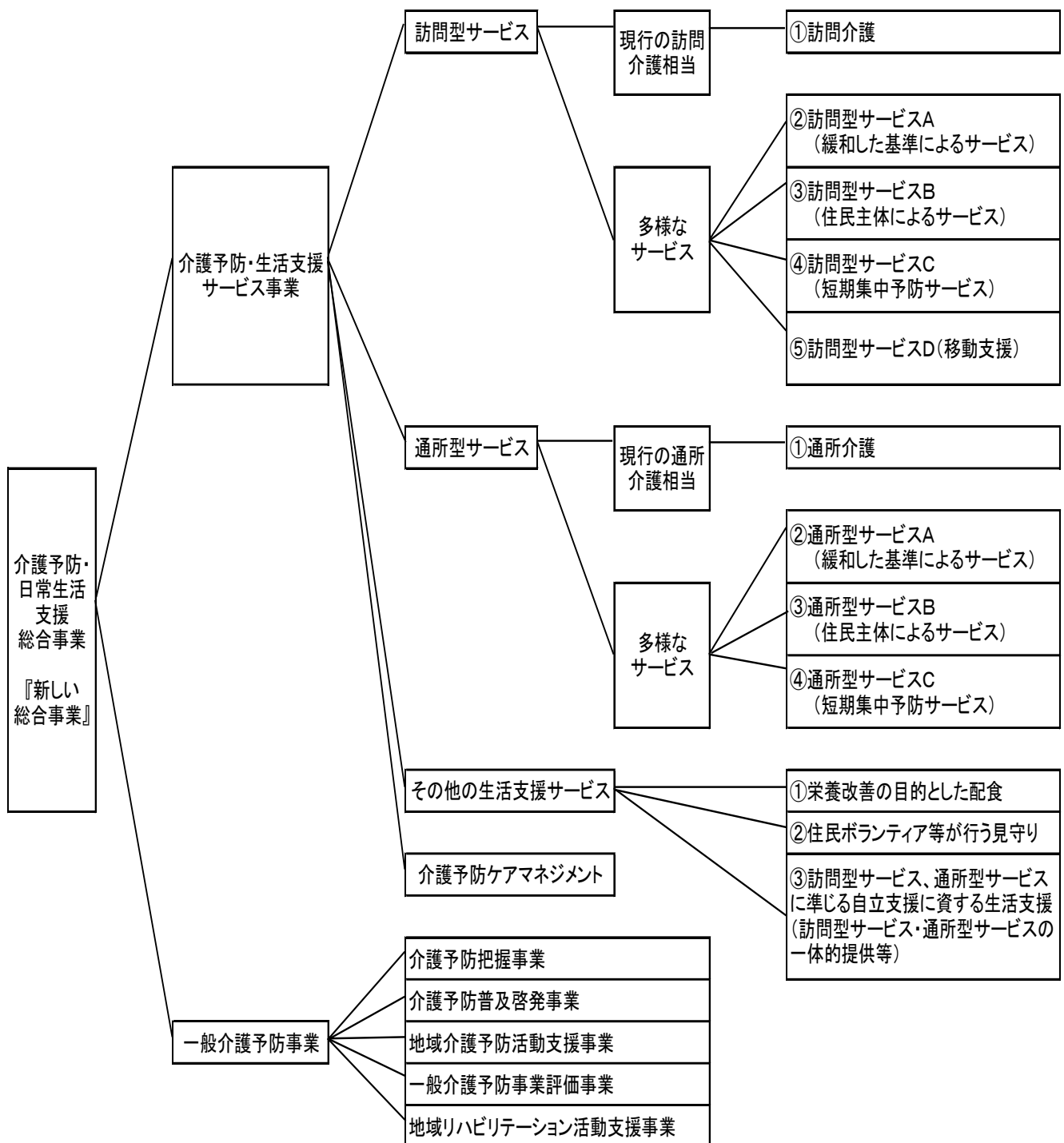


(4) サービスの類型について

①要支援者等の多様な生活支援のニーズに対し、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村はサービスを類型化して、それに併せた基準や単価等を定めていく。

②国で示しているサービスの典型例（下図）を踏まえ、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の構成例



(国のガイドラインより抜粋)

①訪問型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ※(例)	○状態等を踏まえながら住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース (3～6ヶ月の短期間で行う)	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

※(例)・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う
・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等
状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。

②通所型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※	○状態等を踏まえながら住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース等 (3～6ヶ月の短期間で実施)
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業所の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。

(国のガイドラインより抜粋)

旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスについて

①事業所指定基準、報酬・加算は旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一。

②請求方法も変わらない（費用の1割（2割）を利用者から徴収し、報酬分を国保連經由）。ただし、請求書様式やサービスコードは変更になる予定。

※事業所番号は変わらない。

③事業所指定については「みなし指定」の制度を活用するため、既存事業所※は新規指定申請不要。

※H27.3.31で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所

【「みなし指定」とは】

○H27.3.31で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村がH27.4.1に指定したとみなすもの。（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条）

○これら事業所にあつては指定手続きが済んでいるとされるので、**新規の指定申請手続きは不要**。なお、みなし指定による指定の有効期間は、H27.4.1～H30.3.31。

【「みなし指定」の留意点】

○H27.3.31時点において有効な介護予防訪問介護等の指定を有していない事業所（**H27.4.1以降の新規指定事業所**）には、**みなし指定の効力は及ばない**。

これに該当する事業所が総合事業を実施する場合には、総合事業のサービス事業所として新規指定を受ける必要がある。

○みなし指定は、総合事業サービス事業所としての新規指定の手続きを「手続き済」とみなすもの。したがって、**指定の有効期間終了前には更新の手続きが必要**。

（5）『新しい総合事業』への移行に関する留意点について

①総合事業によるサービス提供にあたっては、利用者との契約が必要となる。

※旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準によるサービスは契約必須。

※旧来の介護予防訪問(通所)介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に関する事項のため、総合事業には適用されない。

※事業所における総合事業移行に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いします。

【参考】「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A
【9月30日版】

第4 サービスの利用の流れ 問6への回答より抜粋

サービス提供者と利用者の間については、利用者に丁寧に説明をした上で、利用を開始いただくことが重要であるが、契約等については利用するサービス事業の実施方法によって、異なる扱いとなることが想定され、具体的には以下のとおりになると考えられる。

- ・ 総合事業の指定事業者によるサービスを利用する場合には、現在の介護給付等と同様に、指定事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていただいた上で、サービス提供が開始されることになる。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係 ☎（代表）03-5253-1111 内線 3982

利用者との契約について（参考：読み替え規定の例示）

介護予防訪問介護 → 総合事業において実施される旧来の介護予防訪問介護相当のサービス

（介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え）

第●条 利用者の保険者である福島市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サービス（次項において「介護予防訪問介護相当サービス」という。）」と読み替えるものとする。

2 当事業所が介護予防訪問介護相当サービスに係る法第115条の45の3第1項の指定を福島市から受けていない場合は、前項の読み替えは行わない。

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

第●条 利用者の保険者である福島市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、本契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス（次項において「介護予防通所介護相当サービス」という。）」と読み替えるものとする。

2 当事業所が介護予防通所介護相当サービスに係る法第115条の45の3第1項の指定を福島市から受けていない場合は、前項の読み替えは行わない。

※契約書文面との整合が必要であって文面案をそのまま用いることが出来ないことがあります。

※利用者に対する読み替え規定の説明を省略させるものではありません。

※これは文面案の例示であって、この文面案により生じた損害等を福島市が負担するものではありません。

（6）今後のスケジュール及び福島市の方向性について

①『新しい総合事業』へスムーズに移行し、将来的に多様なサービスを整備していくため、今後定期的に情報交換を行いたい。（定期的な説明会・情報交換会の開催）

【次回】日 時：平成28年 1月26日（火） 介護予防通所介護 午前10時～
介護予防訪問介護 午後 2時～

場 所：福島市 保健福祉センター 5階 大会議室

②次回の説明会では、具体的なサービス利用までの流れ（介護予防ケアマネジメントや基本チェックリストの活用・実施、サービス提供等）、請求関係について説明したい。

③福島市における『新しい総合事業』の方向性

■福島市における『総合事業』導入に向けた5つの視点（→12頁参照）に基づき、『新しい総合事業』を発展させていく。

【参考】「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」及び「Q&A」

厚生労働省のホームページよりダウンロード可能

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

福島市における『総合事業』導入に向けた5つの視点

1. 高齢者の「自立支援」と「QOLの向上」の視点
2. 「人材育成」と住民主体の「地域づくり」の視点【地域住民との協働】
3. 「医療・介護の専門職」の有効活用の視点【多職種との協働】
4. 「医療・介護事業所等」の有効活用の視点
5. 医療・介護事業所以外の民間企業等、「民間活力」の有効活用の視点

1. 高齢者の「自立支援」と「QOLの向上」の視点

- 高齢者本人の参加意欲を基本に、地域での顔の見える関係づくりを支援し、地域生活の中で活動性を高めるように努める。
- リハビリテーション職による短期・集中的な介入から地域の自主的活動に結び付けるなどの事業検討に努める。

2. 「人材育成」と住民主体の「地域づくり」の視点 【地域住民との協働】

- 地域住民の自主的・主体的な取り組みの育成・支援を行う「地域介護予防活動支援事業」を展開し、地域住民の「通いの場」・「活動の場」の充実に努める。
- 「元気高齢者等」を中心とした地域住民の自主的・主体的な活動やボランティア活動などを支援し、人材育成に努める。
- 医療、介護、介護予防、生活支援・福祉サービスの充実に努めるとともに、生涯学習などによる学習成果の地域還元などとの連携を図り、重層的な地域づくりに努める。

3. 「医療・介護の専門職」の有効活用の視点 【多職種との協働】

- 専門職と地域住民等のボランティアによる支援のすみ分け等の検討を行い、医療・介護等の専門職の専門性を活かし、より効果的な活躍の場を創出に努める。
- 医療・介護等の専門職の専門性を補完する地域住民のボランティア活動等の活性化に努める。
- 医療・介護等の専門職など、多職種との協働を一層の充実に努める。

4. 「医療・介護事業所等」の有効活用の視点

- 医療・介護等の事業所が所有する既存資源・施設等の有効活用に努める。
- 現行の訪問介護・通所介護は、現状維持するように努める。

5. 医療・介護事業所以外の民間企業等、「民間活力」の有効活用の視点

- 介護予防や生活支援サービスへの民間活力の導入を図るとともに、医療・介護事業所等以外のNPO、民間企業などとも連携し、幅広く民間活力の有効活用に努める。
- 民間企業などと連携し、スポット就労支援などを行い、高齢者の社会参加の支援に努める。